

(令和3年3月29日 基発0329第8号により廃止)

様式第3号

平成 年 月 日

認定申請者又は登録性能検査機関 殿

労働基準監督署長 印

開放検査周期(年)認定審査結果通知書

平成 年 月 日付けで開放検査周期(年)認定申請があったボイラー等については、
下記のとおり認定しないこととしたので通知する。

記

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 認定しないボイラー等
- 4 認定しない理由

備考

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に都道府県労働局長に対して審査請求することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求した場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(判決があった日から1年を経過した場合を除く。)